

### ③電気事業者等が行う線下伐採の場合

#### 伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月28日

○○市長様

伐採した森林が所在する市町村の長とする。

住 所

報告者 氏名

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

提出日は、伐採の期間の末日から30日以内です。

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

##### 1 森林の所在場所

○○ 市 △△ 町 大字 ○○ 字 △△ 1234-1 番地、1234-2 番地

- ①伐採箇所ごとに報告書を作成する。  
②複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

##### 2 伐採の実施状況

届出書の「伐採の計画」に従ったものとする。

全ての地番の合計面積を記載する。  
※小数第2位まで記載（第3位で四捨五入）

伐採面積	3.30 ha(うち人工林○○ha、天然林△△ha)		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	(有)・無		
作業委託先	-		
伐採樹種	くぬぎ、その他広葉樹		
伐採齢	△△年		
伐採の期間	令和4年11月10日～令和4年12月20日		
集材方法	集材路・架線・その他( )		
集材路の幅員・延長	幅員	○○m	・ 延長 △△m

「線下伐採」等内容を明記してください。

##### 3 備考

線下伐採

#### 注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齡林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

# 伐採後の造林に係る森林の状況報告書

令和9年6月30日

○○市長様

伐採した森林が所在する市町村の長とする。

住 所

報告者 氏名  
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

提出日は、伐採の期間の末日から30日以内です。

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

## 1 森林の所在場所

○○ 市 △△ 町 大字 ○○ 字 △△ 1234-1 番地、1234-2 番地

届出書の「伐採後の造林の計画」に従ったものとする。

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

## 2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新	ぼう芽更新、天然下種更新	令和4年12月21日～令和9年6月18日	くぬぎ	2.20ha	7,000本	—	△△
			その他広葉樹	1.10ha	別添のとおり		

## 3 備考

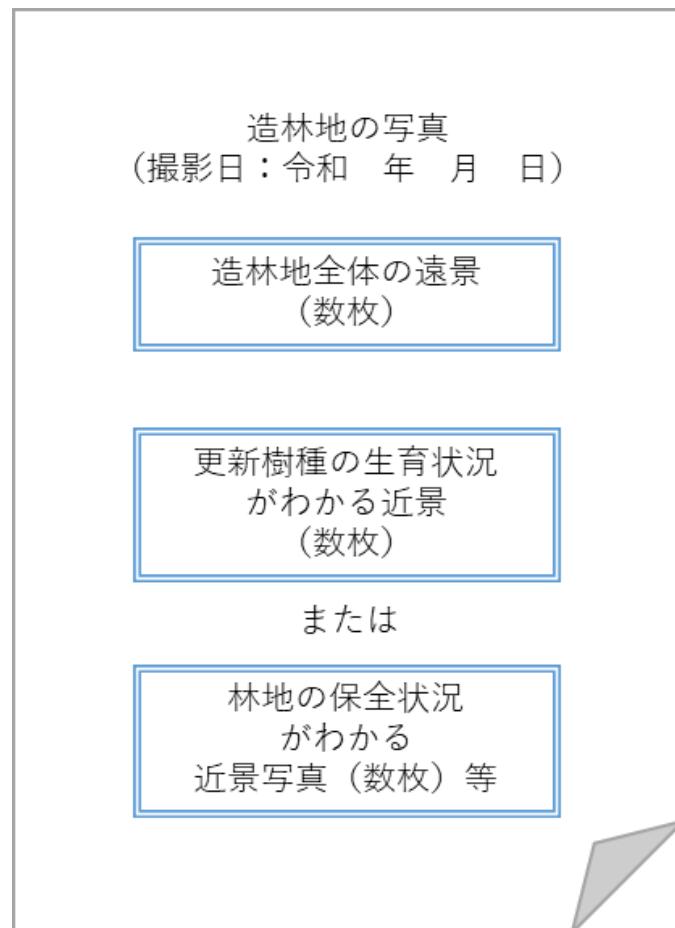
線下伐採

「線下伐採」等内容を明記してください。

## 注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(別添の例)



<林地の保全状況がわかる近景写真について>

- 林地の表土保護のため枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる(※)など、林地保全の状況が確認できる写真が添付されていること。

※「主伐時における伐採・搬出指針(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)」

6(1)より